

令和8年国東市農業委員会 第6回(6月)総会議事録

1.開催日時 令和8年6月10日(水)14:00～14:50

2.開催場所 国東市役所 2階 201・202 会議室

3.出席委員（農業委員）12名

1番 古田明敏委員、 3番 豊田聖祐委員、 5番 小笠原玉代委員、
6番 坂本 貢委員、 7番 森重なるみ委員、 8番 神田勝士委員、
9番 岩竹忠洋委員、 10番 有次昭二委員、 12番 松原 正 委員、
13番 吉田洋一委員、 14番 佐藤 司委員、 15番 秋國崇己委員

（農地利用最適化推進委員）1人（岩武政晴委員）

4.欠席委員 2番 藤本 徹委員、4番 末綱博子委員、11番 松原雅之委員

5.出席職員 局長 土谷 靖、主幹 栗塚研吾、副主幹 萱部 康弘、主任 橘 卓弥

6.議事録署名委員の氏名 3番 豊田聖祐委員、5番 小笠原玉代委員

7.議事日程

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第30号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
議案第31号 令和7年度農地利用状況調査による非農地決定について
議案第32号 農地法の規定による非農地証明書の交付について

8.報告事項

- ・農地変更届について
- ・令和7年度農業委員の利用最適化の状況その他の事務の実施状況の公表について

9.協 議

10.そ の 他

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	只今より令和 8 年第 6 回国東市農業委員会総会を始めます。 はじめに、本日の資料確認をします。 (資料確認終了) 出席確認 : 本日の出席は 12 名ですので、農業委員会等に関する法律 第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立することを報告します。 それでは秋國会長にご挨拶をお願いし、引き続き、本総会の議事進行を お願いします。 (会長あいさつ)
議 長	議事録署名委員の指名をさせていただきます。3 番 豊田聖祐委員、5 番 小笠原玉代委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第 28 号農地法第 3 条 の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、資料に基 づき説明いたします。 申請番号 36 番、土地の所在は〇〇、地目は畑で面積は 233 m²です。外 に畑が 1 筆、田が 1 筆の合計 3 筆です。合計の面積は 2,223 m²です。譲渡 人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、 譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。贈与による所有権移転です。 申請番号 37 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 944 m²です。外 に田が 1 筆の合計 2 筆です。合計の面積は 1,442 m²です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「高齢により農地の管理できないため。」、 譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。 申請番号 38 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 576 m²です。外 に田が 8 筆、畑が 3 筆の合計 12 筆です。合計の面積は 7,037 m²です。譲 渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「高齢により管理ができないため。」、譲受 人は「当該農地を耕作するため。」です。贈与による所有権移転です。 当該農地は、これまで貸し借りにより譲受人が耕作しており、所有権移転 の話がまとまったものです。 申請番号 39 番、土地の所在は〇〇、地目は畑で、面積は 53 m²です。外 に畑が 3 筆、田が 4 筆の合計 8 筆です。合計の面積は 4,595 m²です。譲渡

議 長 ○ ○ 委 員	人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。 申請番号 40 番、土地の所在は〇〇、地目は畑で面積は 320 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請理由については、譲渡人は「資産整理をするため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。 申請番号 41 番、土地の所在は〇〇、地目は田で、面積は 1,260 m²です。外に田が 3 筆の合計 4 筆です。合計の面積は 3,600 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請理由については、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」とのことです。売買による所有権移転です。 申請番号 42 番、土地の所在は〇〇、地目は田で、面積は 1,378 m²です。外に田が 3 筆の合計 4 筆です。合計の面積は 4,018 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請理由については、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」とのことです。売買による所有権移転です。なお、譲受人は〇〇在住ですが、空き家バンク制度を活用して〇〇町に移り住むことを確認しております。 申請番号 43 番、土地の所在は〇〇、地目は田で、面積は 1,243 m²です。外に田が 1 筆の合計 2 筆です。合計の面積は 2,373 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請理由については、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「経営規模拡大のため。」とのことです。売買による所有権移転です。 議案第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 36 番、37 番、38 番、39 番、40 番、41 番、42 番、43 番について事務局より一括して説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。 申請番号 38 番の譲受人は高齢ですが、労力総数は 2 名と記載があります。2 名のうち 1 名が本人であれば、残り 1 名は誰ですか。奥さんですか。 譲受人の子です。現在も耕作に従事しております。現在はお勤め中ですが、退職してからも農業に従事すると伺っております。 申請番号 40 番。申請理由が資産整理のためとの説明がありましたが、それはどういう内容ですか。
---------------------------	--

事 務 局	譲渡人は市外在住により農地の管理ができませんし、相続人にも管理する方がいらっしゃらないことから、譲受人に農地を処分することになったそうです。
事 務 局	他に意見・質疑ありませんか。 (意見・質疑なし)
議 長	それでは、採決を行います。議案第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 それでは、議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。 それでは、議案第 29 号農地法第 5 条の農地転用申請について、資料に基づきご説明申し上げます。
事 務 局	申請番号2番の申請地は〇〇ほか2筆で 地目はいずれも田、合計面積は 1,237 m ² です。場所は国東市役所〇〇から北西へ直線で約 3.6kmに位置し、西と南は農地、北と東は市道に囲まれています。この農地は、中山間地域に位置し、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地ですので、第 2 種農地となります。 当該農地を転用する目的は事務所および倉庫です。 譲受人は〇〇法人で、法人が行っている事業は木を根元から切らずに、上から少しずつ切っていくという特殊伐採です。神社仏閣が多い国東半島で多くの業務を請け負っていることから、国東市に事業拠点を設けるために申請したものです。 今回の申請における面積は 1,237 m ² で、計画平面図等から転用面積は適正と認められます。 また、污水排水の予定はなく、雨水は自然浸透です。 申請地の周囲には農地が存在しますが、所有者の同意があり、転用により周辺農地への営農上の支障はないものと考えられます。 転用に要する費用は、屋根付き丸太置場、機材倉庫等の建設費及び土地購入代で〇〇円と見込んでおり、それに見合う資金を確認できる申請者の預金通帳の写しが添付されています。 工事期間は令和 9 年 3 月末までとしており、転用は確実に行われると判断できます。 つづきまして、申請番号3番。こちらは、先月の 5 月総会において議案第

議 長	27 号で事業計画変更申請の審議をお願いした案件になります。 前回の総会では、過去に転用許可を受けた〇〇法人が事業計画を中断せざるをえない事態に至りましたので、大分県の担当者に相談のもと〇〇法人から転用許可処分の取消願いを受理し、その後に許可を受けた事業計画の実施者を〇〇法人から〇〇法人へ変更する事業計画変更申請を議案として上程いたしました。 こちらは転用面積が 3,000 m²を超えることから大分県農業会議の常設審議委員会に意見聴取する必要があるとして県農業会議の事務局へ書類を送付したところ、転用許可処分の取消願いを受理したことをもって許可した事業は消滅しておりますので、消滅した事業の実施者を変更するための事業計画の変更を審議することはできないと指摘がありました。また、仮に転用許可した事業計画の実施者を変更するにしても変更理由が「転売先が見つからない」ということですが、実施者には計画を実行できる資力があるから変更申請は認められない可能性があるとのことでした。 そこで、県農業会議および関係者と協議いたしまして、新規に転用許可申請を〇〇法人から事業を継承する〇〇法人が行うことで話がまとまりましたので、今回改めて新規で農業員会総会にはかりまして承認が得られれば、今月に開催される大分県農業会議の常設審議委員会の審議にかけたいと考えております。 そのようなことで、先月の総会でご説明いたしました許可処分の取消願いと事業計画の変更申請が両立しないものでありまして、説明を誤っておりました。大変申し訳ありません、お詫び申し上げます。このような事情から、5 月総会の議案第 27 号は申請者が取下げの意向を示したことにより取り下げとして処理させていただきます。 では、今回の申請内容ですが、先月の総会で説明した内容と同様ですので、概要のみを説明いたします。 申請地は〇〇外 2 筆 地目は畑で 合計面積 13,910 m²の第 2 種農地です。場所は国東市役所〇〇から西へ直線で約 2.8km に位置し、周囲は原野と山林と市道、非耕作地の畑に囲まれています。 転用目的は 太陽光発電施設です。 転用農地の合計面積は 13,910 m²ですが、総事業面積は原野 3 筆を含めて 22,469 m²となります。転用面積は土地利用計画図から適正と認められます。 転用者は、〇〇で再生可能エネルギーの開発・運営を行っている法人です。工事期間は、令和 8 年 7 月に着手し令和 9 年 7 月の完成を計画しています。 本事業の総事業費は〇〇円を見込んでおり、添付された金融機関の残高証明書を確認いたしますと、資力は十分であると判断できます。 また、本件の申請にあたり、法令に基づく行政庁の許可や協議は不要である旨を確認済みです。 申請番号 2 番について、〇〇推進委員に出席いただいておりますので、意見等の発言を求めます。お願いいたします。
------------	---

〇〇推進委員	申請書を提出する 1 ヶ月前に相談がありまして現場に行き確認を行いました。この場所に〇〇市の事業所が事務所を置き、材木の木を伐りだす事業を行うという説明でした。個人的には事務所部分のみを転用と思ったのですが、切り出した木を置く場所も広く確保する必要があるため転用面積が約 1,200 m ² に至ったという説明でした。この一帯は2～3軒しか家はなく、田は荒れています。近くにはお墓もあり、田は耕作する状態ではなかったです。そういうことから 5 条の申請の内容を確認し、自分なりに特に問題はないと判断したものであります。
議 長	それでは、意見・質疑はございませんか。
〇 〇 委 員	申請番号 2 番について、地目は田ですが昔はブドウ園であった場所だと思います。申請地の隣に地目が宅地でその土地に既設家屋がありますが、こちらに事務所を置くのですか。
〇〇推進委員	いえ、今回申請する田に事務所を建築するそうです。
〇 〇 委 員	そうしますと、伐採した木を置く場所が限られるので事業に支障が生じることが心配です。
〇 〇 委 員	クレーン等を使って木の上から伐採する特殊伐採は〇〇の下請けで行っています。この会社の主な仕事は木を伐採することです。〇〇の資材置場も活用すると思いますので心配しなくてよいと思います。
〇〇推進委員	この場所に伐採した木を置くことについては周辺の環境等に影響はないと思います。
議 長	他に意見・質疑ありませんか。 (意見・質疑なし) それでは、採決を行います。議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 それでは、議案第 30 号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議案第 30 号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について、資料に基づきご説明申し上げます。

議 長	農地中間管理機構から、農地中間管理機構を介しての賃借権設定を農用地利用集積等促進計画(案)のとおり行うことについて農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。 今月は7件の申請がありました。 申請番号14は、〇〇外4筆の地目が畑である農地を土地の所有者である〇〇さんから農地中間管理機構が借り受けて、農地中間管理機構から耕作者である〇〇さんへ貸し付けるものです。契約期間は令和8年8月1日から令和22年7月31日までの14年間で、使用貸借権の設定をするものです。 申請番号15以降は説明を省略いたしますが、議案に記載のとおりです。 本計画案は大分県知事が認可し、本総会の翌月に県が公告することにより借受者に農地が貸し付けられます。 以上で議案の説明を終わります。 事務局から説明がありましたが、意見・質疑ありませんか。 (意見・質疑なし) それでは、採決を行います。議案第30号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第30号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見については、全会一致で承認されました。 続いて、議案第31号、農地利用状況調査による非農地の決定について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第31号、農地利用状況調査による非農地の決定について、資料に基づきご説明申し上げます。 昨年夏に行いました利用状況調査の結果、非農地申請を希望する農地を事務局が現地確認し、非農地として認めてよいと思われる農地を毎月の総会で審議を求めています。先月の総会以降に確認できた非農地となります。これらの農地を非農地として認めてよいか審議を求めます。
議 長	議案第31号農地法利用状況調査による非農地の決定について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは、採決を行います。議案31号農地法利用状況調査による非農地の決定について、承認される方の挙手を求めます。

事務局	(全員挙手) 議案第 31 号農地法利用状況調査による非農地の決定については、全会一致で承認されました。 続いて、議案第 32 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。 議案第 32 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、資料に基づきご説明申し上げます。 申請番号 12 番 土地の所在は〇〇、地目は畑で、面積は 93 ㎡です。申請人は〇〇さんです。 申請事由は、「約 55 年前に無断で農地に倉庫を建築した際に土間コンクリートを施工しており、最近倉庫を老朽化により解体除却したのですが、床のコンクリートはそのままです。自宅に隣接している状況もあり、農地に復元しての利用は困難な状況です。」というものです。 お配りした資料に現況写真がありますが、倉庫は解体除却されており、資材置場や駐車場として利用している状況でした。周辺には自家用野菜を栽培できる畑がありますので、当該農地が再び農地として利用される可能性は見込めない状況です。 また、転用許可を取らずに倉庫を建築したため、始末書の提出を受けています。 加えて約 55 年前から現状とのことです。周辺農地への営農上の支障はなく、非農地判定はやむを得ないものと思われます。 以上で説明を終わります。
議長	議案第 32 号農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは、採決を行います。議案第 32 号農地法の規定による非農地証明書の交付について、承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 32 号農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。 では、議事については以上です。続いて報告事項を事務局より説明をお願いします。
事務局	(報告事項) 報告事項は 2 件あります。

		一つ目は農地変更届です。申請番号 4 番の所在地は〇〇、地目は田、面積は 448 m²で、この農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い第 2 種農地となります。 届出者は、〇〇さんで、祖父母名義の農地を相続により取得した方です。農地を変更する理由は、既に農業用倉庫が建築されており、引き続き倉庫として利用する必要があるためです。変更する面積は 78.41 m²でありますので、農地転用許可が不要となる面積(200 m²未満)ですので農地変更届出のみとなります。 現在の倉庫は農業を営んでいた祖父が許可なく建築していたということで、始末書が添付されています。 周辺は農地と市道に囲まれており、日照・通風等、周辺農地に影響はないものと考えられます。 なお、本件土地は先程審議いただきました議案第 28 号の申請番号 42 番において、〇〇さんから〇〇さんに譲渡される農地となります。 農地変更届に関しては以上です。 続きまして、二つ目は令和 7 年度農業委員会の利用最適化の状況その他の事務の実施状況の公表についてです。 内容は、令和 7 年度の目標に対する実績になります。資料 12 ページは、国東市の農地等に関する令和 7 年 4 月 1 日時点での概要です。資料 13 ページの中央に、②目標と③実績の欄があります。目標の新規集積面積は 128ha で、これに対する実績は 132ha となり、期待通りの目標を達成できました。それから遊休農地は 299ha ありますが、農業委員・推進委員の皆さんと協力して、農地所有者への意向把握を行い、今後の解消に努めます。資料 14 ページから 15 ページにかけて、新規参入の項目がありますが、令和 7 年度の新規参入者は 0 件でした。資料 16 ページの下部になりますが、新規集積面積が目標を超えていたことから、令和 7 年度の総合的な達成状況は「期待通りの結果が得られた」としております。なお、資料 17 ページは農業委員会の事務の実施状況ですので、ご覧いただければと思います。 以上で報告を終わります。
議	長	では事務局より報告がありましたが、何か質問はございますか。
○ ○ 委 員		資料 13 ページに記載のある遊休農地について、緑区分と黄区分とあります。この違いがわかりません。
事 務 局		遊休農地は、荒廃が進むと非農地に至りますが、その過程の荒廃の程度を緑区分と黄区分に振り分けています。
○ ○ 委 員		推進員さんがタブレットを持って農地を見回る農地利用状況調査において、この農地は少し手を加えれば農地として使えるという色分けです。
議	長	他に意見・質疑ありませんか。

事務局	(意見・質疑なし) では、報告事項は以上でございます。協議事項やその他、事務局から何かあればお願いします。 (その他) 先月の合同研修会で少し触れました、将来の農地利用の姿を示す地域計画をブラッシュアップする取り組みについてですが、国は「策定した地域計画の完成度を高めるためにブラッシュアップの先進事例として重点モデル地区を各市町村で2地区指定し、その取り組みを参考にして他の地区へ広める」という方針を示しております。 農地の10年後の受け手を特定するために、重点モデル地区では、地域住民による地域協議会を設置し、将来の中心的担い手に農地を集約化、目標の集積率は80%以上など、特別な取り組みを行います。 今年度は、〇〇地区と〇〇地区の2地区を指定することになりましたので、ご報告させていただきます。選定理由につきましては、いずれの地区も基盤整備事業を実施する予定であり、それに伴い農地の集積と集約化が見込まれるためです。 なお、この重点モデル地区については、毎年度別に地域を指定して取り組むこととなります。 重点モデル地区に指定していない地区につきましても、地域計画を立てて終わりにならないよう、随時見直しをしていく必要がありますので、この重点モデル地区における取り組みをとおして他の地区へ広める際には、農業委員さん・農地利用最適化推進委員さんへ協力を依頼することがあるかと思えます。具体的な依頼内容はこれからの検討です。その際にはよろしくお願いいたします。 以上です。
議長	〇〇委員、〇〇地区では基盤整備が行われるのですか。
〇〇委員	ええ、これまでも何度も打ち合わせが行われています。今月も今年度の取り組みについて会議があります。
議長	その他、皆さん方から何かありますか。
〇〇委員	事務局へお知らせがあります。農業委員会だよりの全国コンクールで豊後大野市が表彰されています。農業に関する情報を親しみやすく掲載していますので、参考にしてください。
議長	その他、全体を通して皆さん方から何かありますか。 ないようでしたら、閉会とさせていただきます。 副会長に閉会のあいさつをお願いします。

副 会 長	お忙しい時期に慎重審議をありがとうございました。報告事項において令和 7 年度の新規集積面積が 132ha であったということですが、集落営農組織や営農法人が他の集落へ進出したりしていますので、本当の意味での集落営農は今後厳しくなっていくのかなと思います。そうしますと農業委員会の活躍する場ができてくると思いますので、その際には一生懸命に農地の集積集約に皆様のお力を貸していただければと思います。 以上をもちまして、第 6 回農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。 議 長 議事録署名委員 議事録署名委員
--------------	---